

議案第 28 号

志摩市営住宅管理条例の一部改正について

志摩市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 28 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市営住宅管理条例の一部を改正する条例

志摩市営住宅管理条例の一部を改正する条例(平成 16 年志摩市条例第 212 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 2 号ウ中「同号」を削り、同項第 6 号イ中「第 1 項」の次に「又は第 10 条の 2」を、「において」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。